

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和6年
3月号

1, 令和5年における労働災害の発生状況について(1月末現在)

休業4日以上の死傷災害 208件 (前年同期と比較して±0件、±0.0%)
(うち、コロナを除く) 173件 (" +28件、+19.3%)
うち、死亡 1件 (" -1件)

令和5年の死傷災害(令和6年1月末速報値)は208件で、**前年同期と同数**となりました。

このうち新型コロナウイルス感染症によるものは35件で、**これを除くと173件**となるものの、**前年同期の145件**からは**28件 19.3%**と大幅に増加しています。また、死亡災害は1件発生しました。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業43件(前年同期比+5件+13.2%)、②建設業26件(同+4件+18.2%)、③商業20件(+7件+53.8%)、保健衛生業20件(同+1件+5.3%)、**④接客娯楽業16件(同+13件+433.3%)**、⑤運輸交通業15件(同-5件-25.0%)となっており、運輸交通業を除いて増加しました。特に、接客娯楽業で大きく増加していますが、このうち10件が転倒災害(うち4件は冬季型で、令和5年3月までに発生)となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。新型コロナは全体の16.8%。)では、**①「転倒」54件(構成比31.2%。前年同期比+12件+28.6%)**、**②「墜落・転落」28件(同16.2%。+11件+64.7%)**、**③「飛来・落下」17件(同9.8%。+11件+183.3%)**、**④「動作の反動・無理な動作」16件(同9.2%。+4件+33.3%)**、**⑤「激突され」15件(同8.7%。+1件+7.1%)**、**⑥「はざまれ・巻き込まれ」12件(同6.9%。-8件-40.0%)**となっており、「激突され」及び「はざまれ・巻き込まれ」を除いていずれも大きく増加しています。

2, 令和6年1月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上の死傷災害 4件 (前年同期と比較して-10件、-71.4%)
うち、死亡 0件 (" ±0件)

令和6年1月末現在における死傷災害は4件で、**前年同期の14件と比較して-10件、-71.4%**と大幅に減少しました。新型コロナウイルス感染症によるものはなく、また、死亡災害も発生していません。

業種別では、①建設業2件(前年同期比-2件-50.0%)、②製造業1件(同-3件-75.0%)及び通信業1件(同+1件)となっており、事故の型別では①「転倒」2件(構成比50.0%。前年同期比-4件-66.7%)、②「激突」1件(同25.0%。-1件-50.0%)及び「交通事故」1件(同25.0%。+1件+100.0%)となっています。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143人以下 **○死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、あらゆる機会を通じて労働災害防止の周知・啓発を行うこと、監督指導等の実施等により、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、令和6年には労働災害を発生させないと決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

岩手県最低賃金が改正されました！時間額『893円』(令和5年10月4日発効)
 ～～ 確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに～～

岩手局最新
災害統計一関署最新
災害統計
&
死亡ゼロ
100日運動
リーフレット

ご安全に!!



3, 安全管理及び労働衛生管理にかかる好事例集を取りまとめました！

当署管内における安全管理及び労働衛生管理の向上を目的として、令和5年10月に、各事業場において実践されている好事例の収集を行ったところ、多数の応募をいただきました。提出をいただきました事業場の皆様には、厚く御礼申し上げます。



ご応募いただいた事例につきましては、これを取りまとめて好事例集を作成し、岩手労働局HP内にある一関労働基準監督署からのお知らせコーナーに掲載いたしました。

各事業場の皆様には、好事例集をご一読いただき、安全管理及び労働衛生管理の向上の参考にしていただきますようお願い申し上げます。

4, 労働条件通知書の内容を確認し、適切に交付しましょう！

～ 労働契約締結時等に明示する労働条件の明示事項が追加されます！～

3月から4月にかけては、新卒者の採用、有期契約労働者との契約更新時期を迎える等により、1年の中で最も労働契約の締結・更新が行われる時期となることから、皆様の事業場におかれましても、その準備が進んでいることだと思います。

ご承知のとおり、労働契約の締結・更新時には、労働基準法第15条の規定により、法定項目の労働条件を、書面等^(*)により、労働者に明示する必要があります。

しかし、よくあるケースとして、①労働契約締結・更新時に書面等での労働条件を明示していない、②正社員の採用時には書面を交付するが、正社員以外には交付していない(逆の場合もあります。)、③休暇や退職に関する事項等、一部の法定項目を記載していない等の法違反が未だに散見されるほか、労働者から労働条件が明示されないといった労働相談も寄せられています。

また、令和6年4月1日以降に締結される労働契約からは、労働条件明示のルールが以下のとおり追加・変更されることになっています。

つきましては、皆様の事業場における労働契約の締結方法や労働条件通知書の内容等をご確認いただき、適切な労働条件の明示を行っていただきますようお願いします。

必ず明示しなければならないこと

原則、書面^(*)で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関すること
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関すること
- ③ 就業場所、従事する業務に関すること
- ④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- ⑦ 昇給に関する事項

(*) 労働者が希望した場合は、FAXやWebメールサービス等の方法で明示することができます。ただし、書面として出力できるものに限られます。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	<p>1. 就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第5条第1項第1号の3】</p>
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時 無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	<p>2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 【改正労基則第5条第1項第1号の2】 + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに関する基準第1条】</p> <p>3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 【改正労基則第5条第5項・第6項】 + 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること 【改正雇止めに関する基準第5条】</p>

労働条件明示の変更
(モデル労働条件通知書)



労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。
～特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！～